

居宅療養管理指導運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ティエスプラン及び有限会社未来が開設するティエス調剤薬局及びドリーム調剤薬局（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(職員等の体制)

- 第3条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
- 管理薬剤師 1名（常勤職員）
- 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

(営業日及び営業時間)

- 第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

2 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の内容)

第5条 事業所で行う指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の種類は次のとおりとする。

・薬剤師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の利用料等)

第6条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。
- 4 法定代理サービスに該当しない指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理

指導} の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は各法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。